

## 2008SNA を踏まえた資金循環統計見直しの勘所

調査統計局経済統計課金融統計グループ

Bank of Japan Review

2016年5月

高齢化の進展や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、年金や投資信託など非銀行部門にかかる統計の重要性が増していることなどを踏まえ、日本銀行では、資金循環統計について、17年ぶりの大規模な見直しを行った。第一に、企業年金を、確定給付型と確定拠出型に区分するとともに、年金の数理計算に基づく「将来の給付額の割引現在価値」を年金受給権として計上した。第二に、毎月分配型投信で一般化している「元本を原資とした分配金」の支払いを資金流出として新たに取引フローに計上した。見直しの結果、企業年金の給付債務と年金資産のバランスや、投資信託の元本を原資とした分配金の規模が明らかとなり、家計や企業の資金過不足がより正確に把握されるようになった。このように、わが国の資金循環統計は、他の先進国と比べて、より精緻に金融活動を捕捉できるようになった。

## はじめに

資金循環統計は、家計、企業、金融機関といった経済主体（部門）の金融資産・負債の推移を、預金、貸出、証券等の金融商品（取引項目）ごとに記録した統計であり、わが国における金融活動を包括的に捉えることができる。日本銀行では、同統計を四半期ごとに作成・公表している。

近年、グローバル化の進展や世界金融危機の発生など金融・経済を取り巻く環境は、めまぐるしく変化している。資金循環統計の精度を高め、その利用価値を高めるには、不断の見直しを行うことが重要である。日本銀行は、これまで、同統計の整備・拡充に積極的に取り組んできている<sup>1</sup>。

こうした取り組みの一環として、日本銀行では、このほど資金循環統計の大幅な見直しを行い、本年3月25日に新ベースの統計の公表を開始した。この見直しは、国連統計委員会で2009年に採択された国民経済計算の作成基準（System of National Accounts 2008: 2008SNA）を踏まえたものであり、1993SNAベースに移行した1999年以来、17年ぶりの大規模な見直しである。その内容は多岐に亘るため、本稿では、計上方法の見直しおよび計数への影響の点で重要度の高いエッセンス（勘所）に絞って説明する<sup>2</sup>。

## 資金循環統計の見直しの背景

## （2008SNA の概要）

2008SNA は、15年ぶりに全面改定された国民経済計算の作成基準である。2008SNA では、研究開発（R&D）や特許使用料を新たにGDPに計上するなど、経済活動の知的集約化やグローバル化の進展に、実物面において対応することが大きな柱となっている。同時に金融面においても、近年の金融取引の高度化や非銀行部門の重要性の高まりを受けて、年金や投資信託（以下、投信）など既存の金融取引の計上方法の精緻化や、新たな金融商品の取り込みなどが求められている。

## （資金循環統計の見直しの考え方）

こうした動きを受けて、日本銀行では、以下の3点に留意して、資金循環統計の見直しを行った。まず、①資金循環統計の国際的な比較可能性を維持・向上させることである。主要国では、米国では2013年7月に、EUでは2014年9月に、資金循環統計を2008SNAベースに移行している。また、G20が提唱しているデータギャップ・イニシアティブにおいても、資金循環統計が金融セクターのリスク捕捉や金融経済の脆弱性モニタリングに大きな役割を果たすことを念頭に、作成基

準を 2008SNA に準拠させることを求めている<sup>3</sup>。

次に、②国民経済計算との整合性確保である。内閣府は、2016 年末の基準改定において 2008SNA への移行を予定している。資金循環統計は、国民経済計算の金融面における重要な基礎統計であり、歩調を合わせて見直しを行う必要がある。

さらに、③資金循環統計そのものの有用性向上である。高齢化の進展や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、年金や投信など非銀行部門にかかる統計の充実や精度向上は重要な課題であり、2008SNA に対応した見直しは、こうした重要な課題の解決に大きく寄与するものと考えられる。

## 資金循環統計の見直しによる改善点

今回の見直しにより改善された主な事項は、以下の 3 点である。まず、①金融取引の計上方法が精緻化され、資金循環統計の精度が向上した。特に、企業年金と投信の計上方法を大きく見直すことで、家計・企業部門の金融資産・負債残高および資金過不足の精度が一段と向上している。

次に、②取引項目（金融商品）が現行の 51 項目から 57 項目へと詳細化された。その結果、年金・保険関連の取引項目の区分詳細化に加えて、従来捕捉されていなかった定型保証<sup>4</sup>（小口化・定型化された保証取引〈住宅ローン保証や公的信用保証等〉）や雇用者ストックオプション<sup>5</sup>（企業が役員員に対して付与する自社株式の購入権）が新規に捕捉されることとなった。

さらに、③部門（経済主体）が現行の 45 部門から 50 部門へと詳細化された。「企業年金」の「確定給付型年金」と「確定拠出型年金」への分割、「定型保証機関」の新設、各部門に包含されていた金融機関の持株会社の「金融持株会社」への分類替え、「政府系金融機関」の金融仲介機能が相対的に強い「政府系金融機関」と同機能が相対的に弱い「公的専属金融機関」への分割<sup>6</sup>、を行い、より詳細な分析ニーズに応えている。

以上の見直しによって、わが国の資金循環統計は、特に、企業年金と投信の推計方法について、個別企業の企業財務データや個別ファンドデータなどの民間のマイクロデータを活用することとなり、米国や EU などの統計と比べて、より精緻に金融活動を捕捉できるようになった。

以下では、見直しによって、資金循環統計に大きなインパクトが生じた①企業年金および②投信の見直し内容と、③これらの見直しによる主要部門の資金過不足への影響、の 3 点に絞ってポイントを説明する。

## 企業年金の見直し

### （資金循環統計の計上対象）

資金循環統計では、私的年金である企業年金、その他年金および個人年金保険が、家計の金融資産の計上対象である<sup>7</sup>。また、企業年金とその他年金を給付するために積み立てられた基金の運用主体を、独立の部門「年金基金」に分類している。

### （見直しのポイント）

新しい資金循環統計では、残高ベースで私的年金の 6 割を占める企業年金について見直しを行った。見直しのポイントは以下の 3 点である。まず、①確定給付型年金と確定拠出型年金を区別し、異なる部門に計上する（図表 1）。これは、同じ企業

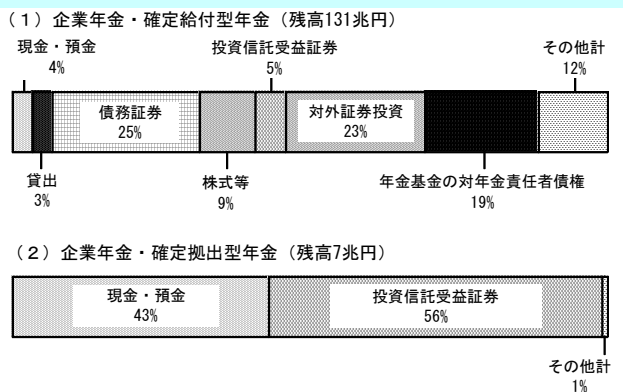
【図表 1】確定給付型年金と確定拠出型年金

年金種類	説明	具体例
確定給付型年金	・被用者が退職後に受け取る給付額が約束されている ・雇主が資産運用の責任を負い、約束した給付額が未達成の場合、雇主が不足分を補填する	厚生年金基金 確定給付企業年金 税制適格退職年金
確定拠出型年金	・雇主が拠出する掛金が決まっている ・被用者が資産運用の責任を負い、運用結果によって給付額が変動する	確定拠出年金<企業型>

年金であっても、2 種類の年金では、家計や企業にかかる債権・債務関係の性質が異なるため、区分して考えることが望ましいためである。実際、年金資産の運用構成をみると、確定給付型年金と確定拠出型年金とでは、安全資産・リスク資産の保有性向が大きく異なっている（図表 2）。

次に、②確定給付型年金については、発生主義の考え方に沿って、企業年金の加入者（家計）が年金基金に対して保有する債権（年金や退職一時金を将来受け取ることのできる権利：「年金受給権」）を、年金基金に積み立てられた資産額ではなく、企業が家計に対して約束している将来の年金給付額に基づいて算出する<sup>8</sup>（家計の資産側および年金基金の負債側に計上する）。

【図表 2】年金の資産構成（2014 年度末）



(注) その他計は四捨五入による端数処理を含む。

最後に、③年金基金が企業に対して保有している積立請求権（年金加入者が持つ年金受給権から年金基金が保有する年金資産を差し引いた不足分）を、「年金基金の対年金責任者債権」という独立した項目として計上する（年金基金の資産側および非金融法人企業等<sup>9</sup>の負債側に計上する）。

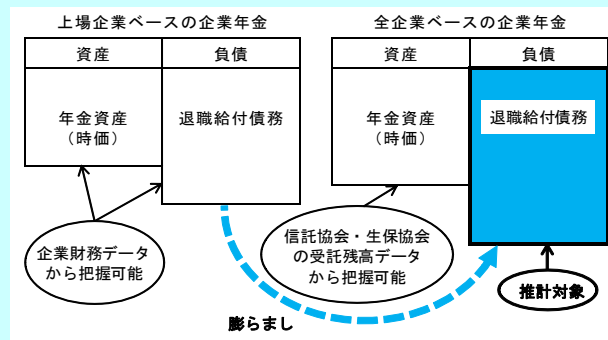
### （確定給付型年金の新しい算出方法）

新しい資金循環統計では、確定給付型年金の年金受給権について、残高を、「年金の数理計算<sup>10</sup>に基づいて算出された将来給付額の割引現在価値（退職給付債務残高）」として、資金の流入流出を示す取引フローを、「年金の数理計算に基づき新たに付与された年金受給権から、実際の年金給付額を差し引いたもの」として、各々算出する。

こうした残高や取引フローの算出には、年金資産、年金受給権等に関するデータが必要である。そのうち、年金資産は、受託機関（信託銀行、生命保険等）の契約残高データから企業年金全体の運用資産を時価ベースで把握できるが、それ以外の項目は、全体をカバーするデータは存在しない。

そこで、日本銀行では、個別企業の決算で開示される退職給付会計の個別データ（年金資産・退職給付債務残高、勤務費用・利息費用<sup>11</sup>）を集計し、3,000社超の上場企業<sup>12</sup>の合計値を計算したうえで、非上場企業も含む企業年金全体の残高や取引フローを推計することとした。この際、年金資産残高をキーとして、上場企業ベースの集計値から非上場企業を含む企業全体のベースの値に膨らまし推計を行っている（図表 3）<sup>13</sup>。

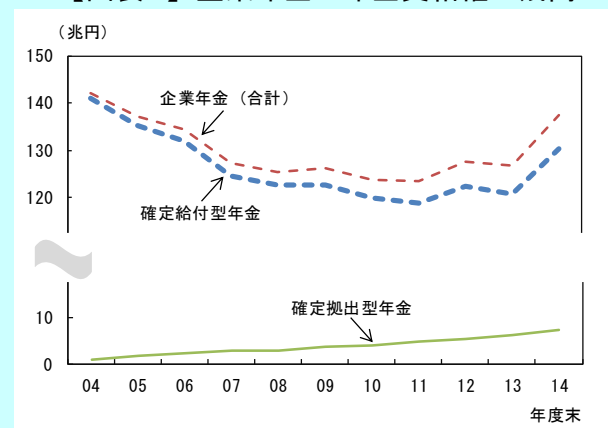
【図表 3】確定給付型年金の推計方法



### （企業年金の年金受給権の推移）

新しく算出された確定給付型年金の年金受給権の残高は、2014年度末時点で130兆円と企業年金の大部分を占める（図表 4）。日本の企業年金は、確定給付型年金が中心を担っており、確定拠出型年金は、近年着実に増加しているとはいえ、シェアは低い水準にとどまっている。

【図表 4】企業年金の年金受給権の残高



さらに、確定給付型年金の残高推移をみると、2004年度末時点の141兆円から緩やかに減少傾向にある。この背景としては、①団塊世代の退職に伴い、退職一時金や年金支払いが増加し、企業の将来の年金負担が低下したことが挙げられる。また、②中小企業を中心に年金を廃止する先が増加したことや、③運用利回り低下に伴い、厚生年金基金の代行部分を国に返上する企業が増加していることも、残高の減少に寄与している。

その後、2013年度末から2014年度末にかけて確定給付型年金の年金受給権が増加に転じている。これは、近年の長期金利の大幅な低下の影響を受けて、年金の数理計算に用いられる割引率が低下し、将来の年金給付額の割引現在価値が増加

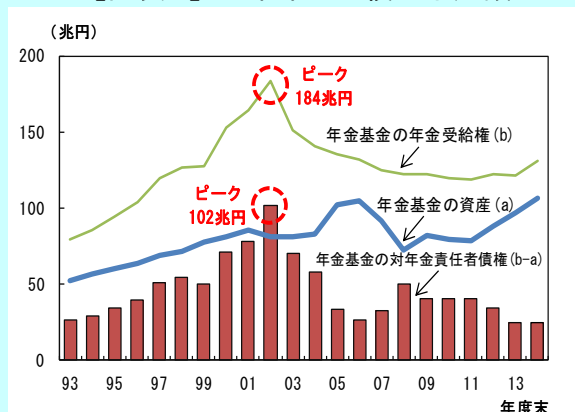
したためである。

### （企業年金の対年金責任者債権の推移）

新しい資金循環統計のもとでは、確定給付型年金において、年金受給権が年金基金の保有する資産を上回ることがあり得る。この場合、両者の差額、すなわち、年金基金における年金受給権の残高と年金基金が保有する資産の残高の差額を「年金基金の対年金責任者債権」として計上する。これは、年金基金の（年金を家計に支払う責任を負う）企業に対する請求権であり、企業にとっては、年金基金に対して将来支払うことを約束する債務に相当する。同債務は、時に「積立不足額」と報じられており、本稿でも、以下、こうした慣例に従って、積立不足額と表記する。しかし、この「年金基金の対年金責任者債権」には、既に費用計上されているものも含まれているため、積立不足という用語が適切か否かは、議論の残るところがある<sup>14</sup>。

そう断ったうえで、企業年金の積立不足額の推移をみると、1990年代、年金受給権の急増に対して、株価低迷等による運用成績の悪化もあって年金資産が増加しなかったことから、1993年度末の26兆円から大きく増加し、2002年度末には102兆円のピークに達した（図表5）<sup>15</sup>。2000年代初頭、退職給付会計の導入に伴い、企業年金の積立不足が大きな話題となったが、今回、初めてその規模が明らかとなった。

【図表5】 企業年金の積立不足額



（注）年金基金の年金受給権(b)は、確定給付型年金が負っている負債であり、金融派生商品を含む。

その後、2000年代半ば以降、団塊世代の退職本格化に伴い年金受給権が減少したことや、年金資産の運用成績の改善が相俟って、年金の積立不足

は減少に転じており、2014年度末には25兆円となっている。2013年度末以降は、割引率の低下に伴って、年金受給権は増加に転じているが、年金基金が保有する資産残高も増加を続けていることから、積立不足額は横ばいで推移している<sup>16</sup>。

### （新しい資金循環統計がもたらすメリット）

このように、新しい資金循環統計のもとでは、年金基金の資産・負債構成の違いや、マチュリティーのミスマッチが存在することを背景に、金利をはじめとする金融環境の変化が、年金基金の資産・負債のバランスを変化させ、年金基金の積立不足額におよぼす影響を把握できる。例えば、金融緩和などにより、金利が低下すると同時に株価も上昇すれば、年金基金の資産と負債は同時に増加するため、積立不足額への影響はさほど大きくない。一方、金利が低下しても、株価が上昇しないケースでは、年金基金の負債が増加する一方で資産の増加は小幅にとどまるため、積立不足が拡大する。また、運用資産のマチュリティーが年金加入者の年金受給までの年限とマッチしていなければ、割引率の変動によって、資産と負債のバランスが変化し、積立不足額が影響を受ける。

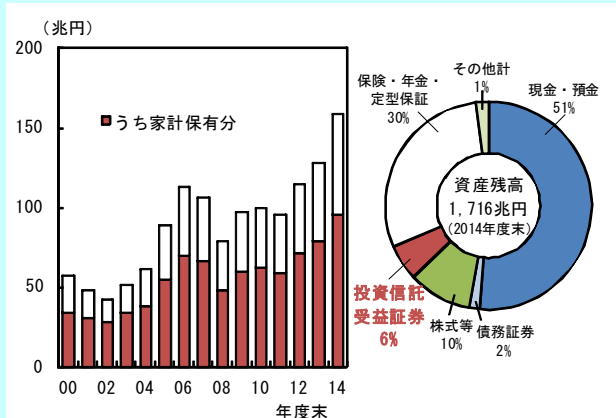
新しい資金循環統計では、年金基金の資産・負債に関するデータを従来よりも詳細かつ精緻に表すことによって、金利など金融環境の変化が年金におよぼす影響について、分析の手掛りとなる有用な情報を提供することが可能になった。こうした点も、今回の見直しのメリットである。

## 投信の見直し

### （家計資産に占める投信のプレゼンス）

わが国の投信は、欧米の主要国と比べて、これまで小さなプレゼンスに止まっていたが、「貯蓄から投資へ」の流れの中、2000年代入り後、残高が大きく増加している。特に家計の保有残高は、2000年度末の34兆円から2014年度末には95兆円へと3倍近く増加し、家計の金融資産に占めるシェアも6%となるなど、重要性が徐々に高まっている（図表6）。低金利のもと、より高い利回りを求めて、外貨建ての外国債券・株式に投資する毎月分配型投信が家計に選好されていることが、残高の押し上げに寄与している。

【図表 6】投資信託の残高と家計資産



(注) 1. 2003 年度以前は従来の資金循環統計の計数。  
 2. その他計は四捨五入による端数処理を含む。  
 3. 不動産投信および私募投信を含む。

(見直しのポイント)

このように投信の重要性が高まる一方で、従来の資金循環統計では、投信にかかる資金の流れを示す取引フローは、精度面で課題を抱えていた。投信の取引フローは、投資信託協会等の業界データを用いて、「投資家からの資金流入（投信設定額）から資金流出（同解約・償還額）を控除」して算出されていた。しかし、毎月分配型投信では、運用実績が悪化しても、顧客離れを防ぐため対応の分配を続け、運用益に加えて元本も原資として分配金（元本払戻金）を配当してきた。この元本を原資とする分配金は、元本の引き出し（貯蓄の取り崩し）として取引フローに計上すべきであったが、従来の資金循環統計では、対応できていなかった。

新しい資金循環統計では、以下の推計手法を用いて、元本やキャピタルゲインを原資とする分配金（以下、元本等由来の分配金）について、他の分配金とは区別し、新たに投信からの資金流出として計上することに変更し、取引フローの精度を向上させている<sup>17</sup>。

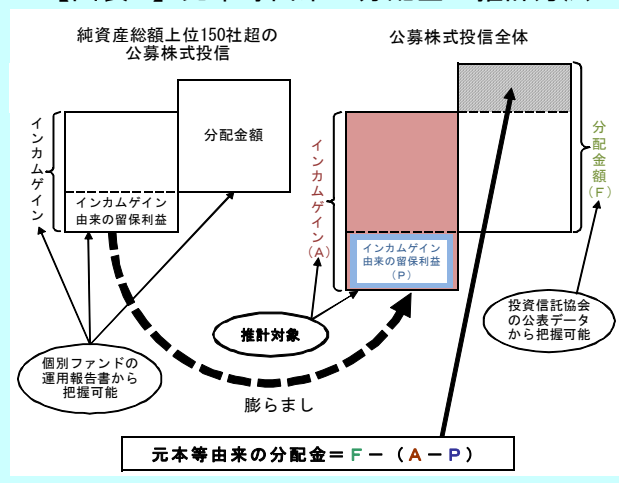
(投信の新しい算出方法)

元本等由来の分配金を取引フローに計上するには、投信の分配金の原資が、利子・配当収入（インカムゲイン）、元本、キャピタルゲインのいずれなのかに関するデータが必要である。ところが、既存の業界データからは、これに関するデータを得ることはできない。

そこで、日本銀行では、公募株式投信のうち、

上位 150 本超（純資産ベースで全体（ETF 等を除く）の 7 割をカバー）の個別ファンドの運用報告書から入手できる分配金、インカムゲイン等のデータを利用して、公募株式投信全体の元本等由来の分配金を推計することとした。この際、分配金総額をキーとして、公募株式投信全体のベースの値に膨らまし推計を行っている（図表 7）<sup>18</sup>。

【図表 7】元本等由来の分配金の推計方法



(元本等由来の分配金の推移)

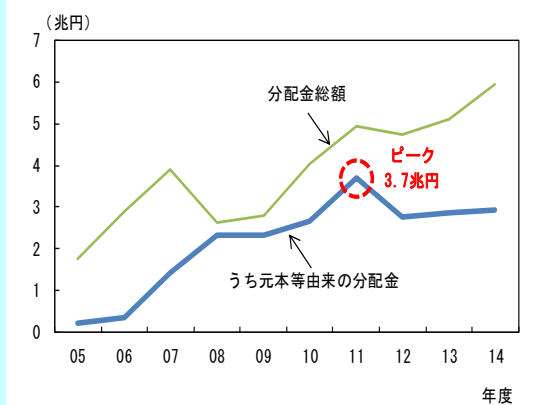
新しく算出された元本等由来の分配金の推移をみると、①リーマンショック後の米欧・新興国の株式・債券相場の下落や円高の急速な進展から、利子・配当収入が大きく減少し、それを穴埋めするかたちで元本等由来の分配金（元本の払い戻し）が 2007 年度ごろから急激に増加し、2011 年度にはピークの年間 3.7 兆円に達したこと、②同時期には投信の分配金の 7 割強が元本を原資としていたことが分かる（図表 8）。外貨建て資産を中心に運用する投信が運用成績の悪化に見舞われながらも、顧客離れを防ぐため対応の分配を続け、運用資産の大幅な目減りを加速させたことが裏付けられた。

その後、2012 年度以降については、円安等の進展に伴う運用成績の改善からインカムゲインを原資とする「本来の」分配金が次第に増加してきている。もっとも、元本等由来の分配金は、直近でも 3 兆円程度となお全体の半分を占めている。

(新しい資金循環統計がもたらすメリット)

以上のように新しい資金循環統計では、既存の業界データから把握できなかった、元本等由来の分配金を捕捉することが可能となった。この結果、

【図表 8】元本等由来の分配金

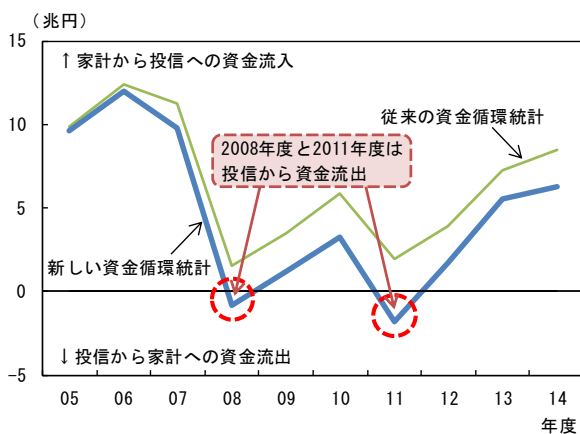


(注) 1. 分配金総額は、2010 年度以降は投資信託協会が公表している証券投信の分配金、2009 年度以前は日本銀行が集計した追加型株式投信の分配金。  
2. 元本等由来の分配金は、2012 年第二四半期以前は、基準価格が投信の購入単価を下回った状態で支払われる分配金（元本払戻金）による近似値。

元本等由来の分配金による投信からの資金流出を算出し、より実勢に即した資金の動き（投資家の投資スタンス）を把握できるようになった。

新しい資金循環統計を用いて、家計から投信への資金流入額をみると、従来と比べ平均 1.9 兆円（2005～2014 年度）下方修正された。特に、相場が悪化していた 2008 年度と 2011 年度については、家計は投信からネットで資金を流出させていたことが明らかとなった（図表 9）。

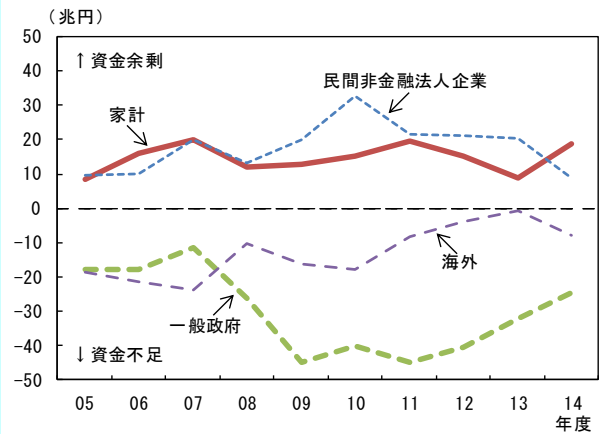
【図表 9】家計から投資信託への取引フロー



### 主要部門の資金過不足への影響

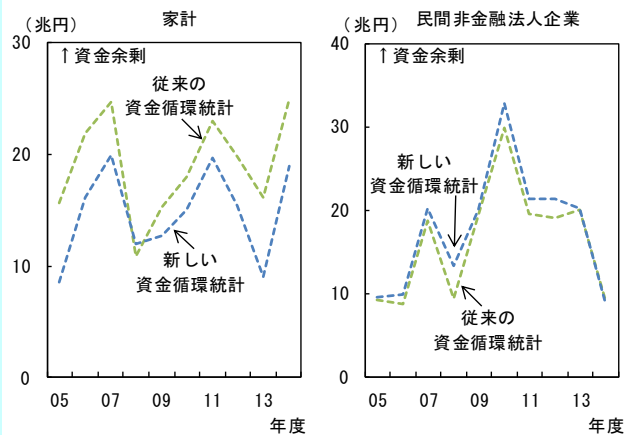
新しい資金循環統計における主要部門の資金過不足の推移をみると、家計と民間非金融法人企業が資金余剰主体となる一方、一般政府と海外が資金不足主体であるという大まかな傾向には、見直し前後で大きな変化はみられない（図表 10）。

【図表 10】主要部門の資金過不足



もともと、前述の確定給付型年金や投信などの取引フローの計上方法の変更に伴い、家計および民間非金融法人企業の資金過不足については、相応の影響が出ている（図表 11）。

【図表 11】家計と民間非金融法人企業の資金過不足



家計の資金過不足をみると、資金余剰額（貯蓄）は、2005～2014 年度平均で従来の 19 兆円の資金余剰（貯蓄超過）から、15 兆円の資金余剰へと 4 兆円下方修正となった。これは、年金受給権における資金流出（払い出し）の増加によって 2005～2014 年度平均で 2.3 兆円、投信における元本等由来の分配金支払いに伴う資金流出によって同じく 1.9 兆円、資金余剰額が下方修正されたことによるものである。

他方、民間非金融法人企業の資金過不足は、見直し前と比べ、資金余剰額（貯蓄）が 2005～2014 年度平均 1.5 兆円上方修正となった。これは、企業の（負債項目である）年金基金の対年金責任者債権の減少幅拡大によるもので、家計の年金受給権における資金余剰額の方下方修正に対応してい

る。

このうち、家計の年金受給権における資金流出の増加は、以下の2つの要因によって生じている。第1に、2000年代半ば以降の団塊世代の退職に伴い、年金や退職一時金が支給され、家計資産である年金受給権の取り崩しペースが加速したことである。第2に、新しい資金循環統計では、企業から家計への資金流入（年金受給権の新たな付与）が、実際に企業が現金を払い込んだ時点（2000年代）ではなく、企業が家計に対して将来の年金給付を約束した時点（1990年代）に計上するルールに変更され、年金受給権の付与を通じた家計への資金流入が、従来と比べ早期に終了するようになったためである。

## おわりに

本稿では、今回の資金循環統計の大幅な見直しにおいて、計上方法の大幅な変更という「質的」にも、計数への影響という「量的」にも、重要である、①企業年金の見直し、②投信の見直し、③これらの見直しによる主要部門の資金過不足への影響、という3点に絞って「勘所」を説明した。

わが国では、2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直しに当たり、欧米諸国よりも時間をかけて検討を重ねてきた。企業年金と投信の推計方法については、個別企業の企業財務データや個別ファンデータなどの民間のマイクロデータを活用して推計する方法へと、大幅な見直しを行った。この結果、新しい資金循環統計は、わが国より先に見直しを行った米国やEUと比べて、精緻に金融活動を捕捉できるようになった。

例えば、企業年金に関しては、積立不足の規模が初めて明らかとなったほか、金利など金融環境の変化が年金におよぼす影響について、分析の手掛りとなる有用な情報を提供することが可能となった。また、投信では、元本等由来の分配金の規模を初めて明らかにし、実質的には元本の引き出しである当該分配金を取引フローに反映させることで、より実勢に即した資金の流れを把握することが可能となり、家計の資金過不足の状況がより正確に把握できるようになった。

今回の見直しに当たっては、多くの方々から沢山のご意見・ご提案を寄せて頂いた。改めて厚く

お礼申し上げる。日本銀行としては、今後とも、ユーザーの皆様により有用性の高い統計を提供すべく、不断の努力を続けて参る所存である。

<sup>1</sup> 日本銀行では、資金循環統計の整備・拡充として、①債券・貸出金の from-whom-to-whom データ（公表開始：債券 2011 年 9 月、貸出金 2013 年 12 月）、②貸出金・債券・預金の期間別残高データ（同：2013 年 12 月）、③証券化商品残高データ（同：2011 年 12 月）、の公表を開始している。これらは、一連の金融危機において、経済主体間のリスク移転に大きな影響をおよぼした証券について、より詳細な統計を整備すべきとの国際的な要請に応えたものである。詳細は、日銀レビュー 2012-J-5 調査統計局 大熊亮一・小早川周司「資金循環統計の特徴と拡充に向けた取り組み」（2012 年 3 月）、日銀レビュー 2014-J-6 調査統計局 紺野佐也子「金融危機後の国際的要請を受けた資金循環統計の整備と拡充」（2014 年 10 月）を参照。

<sup>2</sup> 見直しの詳細は、「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し結果」（日本銀行調査統計局、2016 年 3 月 1 日）を参照。

<sup>3</sup> また、IMF が創設した新たな金融・経済データ公表基準であり、わが国も本年 4 月に参加を表明した SDDS Plus (Special Data Dissemination Standard Plus) において、資金循環統計は、「債務証券」や「その他の金融法人調査」の重要な基礎統計となっている。

<sup>4</sup> 国民経済計算においては、従来「保証取引は偶発性を有するため、金融資産・負債の計上対象として扱わない」との考え方が採られていた。2008SNA では、「定型化された小口の保証（定型保証）」は、ある程度の件数を纏めてみれば保証金額の期待値が合理的に計算可能であり、保険に類似した金融取引とみなせるとして、金融資産・負債の計上を推奨している。新しい資金循環統計では、定型保証として、企業や個人事業者向けの公的な信用保証制度のほか、民間金融機関が提供する個人向け貸付保証（住宅ローンの保証が大宗を占める）を計上している。これにより、マクロ・レベルの評価が困難だった定型保証の分析が可能となる。

<sup>5</sup> 雇用者ストックオプションとは、企業が役員員に対して付与する自社株式の購入権である。2008SNA では、企業会計での取扱い明確化を背景に、雇用者ストックオプションを所得および金融取引として計上することを推奨している。新しい資金循環統計では、雇用者ストックオプションの付与時点で企業から役員員に雇用者報酬として支払われたと考え、その金額を金融資産として計上している。この際、行使待ち期間（権利付与から権利確定までの期間）中は、権利を確定するために勤務・業績等の様々な条件を満たす必要があることから、一般的な株式オプションとは異なると考え、金融派生商品とみなさずに、取引項目「その他」に計上する。一方、行使可能期間（権利確定から権利失効までの期間）中は、金融派生商品である取引項目「雇用者ストックオプション」に計上している。

<sup>6</sup> 専属金融機関 (Captive Financial Institutions) とは、「金融サービスを提供している主体のうち、資産のほとんどが市場で取引されないもの、または、負債のほとんどが市場で調達されないもの」と定義されており、バランスシートの構造など、外形的には他の金融機関と類似していても、調達・運用が特定先に限られるなど、他の金融機関と比べて相対的に金融仲介機能が弱いものを独立した分類とすることが狙いである。これをわが国の資金循環統計に当てはめると、従来の「政府系金融機関」に分類される金融機関のうち、日本高速道路保有・債務返済機構、地方公共団体金融機構などが「専属金融機関」の定義に合致する。このため、これらの機関を「公的専属金融機関」に分類する。

<sup>7</sup> 国民年金や厚生年金、共済年金など、わが国の公的年金は、税を給付財源の一部とするなど、拠出と給付がリンクした年金制度ではないことに加え、年金受給権の算定に必要な基礎データも必ずしも利用可能ではない。そのため、新しい資金循環統計においても、年金受給権の計上対象外としている。

<sup>8</sup> 確定拠出型年金では、実際の資金の動きが債権債務関係の発生と同時に生じることから、今回の見直しでも、確定拠出型年金については、従来の計上方法を踏襲している。

<sup>9</sup> 非金融法人企業のほか、企業年金制度を持つ国内銀行についても、「年金基金の対年金責任者債権」が負債側に計上される。

<sup>10</sup> 年金の数理計算とは、被用者の勤続年数や給与などの要素から、一定の計算式に基づいて年金給付額を計算することである。

<sup>11</sup> 勤務費用は、当該期の被用者が1期多く勤務したことに伴う勤続年数や賃金増加を反映した年金給付の増加分をいう。利息費用は、将来の年金給付の時期が1期近づいたことに伴う割引現在価値の増加分をいう。

<sup>12</sup> 厳密には、データの把握が可能な一部の非上場企業を含む。

<sup>13</sup> この膨らまし推計では、「退職給付債務に対する年金資産の比率」が上場企業と非上場企業で等しいと仮定している。具体的な推計方法については、「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直し結果」（日本銀行調査統計局、2016年3月1日）を参照。

<sup>14</sup> 現行の企業会計（企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」、平成24年5月）のもとでは、年金基金の対年金責任者債権には、企業のP/L上で費用処理されているもの（B/Sの負債にも計上）と、そうでないものの2つがある。

なお、後者は、一般に「未認識債務」と呼ばれているが、これについても、適切な呼称か否か、議論の余地がある。実際のところ、同債務は企業のB/Sの負債に計上されると同時に純資産にマイナス計上されるという取扱いとなっているため、企業年金（年金基金）に払い込むべきものとして「認識」され、企業本体の財務諸表に反映されている。

<sup>15</sup> 確定給付型年金の年金受給権および年金基金の対年金責任者債権の年度計数については、ユーザーニーズを踏まえ、参考として1993年度から残高の計数を提供している。ただし、この計数は、古い時点に遡るにつれて基礎データが十分には入手できなくなるため、その値については幅を持つ必要がある。

<sup>16</sup> ただし、年金受給権を算出するための基礎データを入手するまでの間は、一定の仮定のもとで年金受給権の取引フローおよび残高を算出しており（当期の取引フローが、データを入手可能な直近期と同額であると仮定し、前期末の残高に当該取引フローを加算して当期末の残高を算出）、割引率の変化に伴う割引現在価値の変化が資金循環統計に反映されない。その期間は最大で7四半期程度におよぶことになり、金利など金融環境の変化が年金におよぼす影響を分析するにあたっては、この点に留意する必要がある。

<sup>17</sup> このほか、新しい資金循環統計では、運用から得たインカムゲインのうち、分配せずに手元に留保している部分について、投資家に一旦所得として分配し、投資家はその分を投信へ再投資したものと取り扱って取引フローに計上する。算出されたインカムゲイン由来の留保利益は、2013～2014年度で年間1.5兆円である。

<sup>18</sup> 具体的な推計方法については、「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直し結果」（日本銀行調査統計局、2016年3月1日）の補論を参照。

日銀レビュー・シリーズは、最近の金融経済の話題を、金融経済に関心を有する幅広い読者層を対象として、平易かつ簡潔に解説するために、日本銀行が編集・発行しているものです。

内容に関するご質問等に関しましては、日本銀行調査統計局経済統計課（代表 03-3279-1111 内線 3880、3951）までお知らせ下さい。なお、日銀レビュー・シリーズおよび日本銀行ワーキングペーパー・シリーズは、<https://www.boj.or.jp>で入手できます。